

令和6年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(25日目)

令和6年3月21日(木)

午前10時00分 開議

1 議事日程

- 第 1 議案第 2号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第 3号 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第 4号 令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 4 議案第 5号 令和5年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について
- 第 5 議案第 6号 令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 7号 令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第 8号 令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について
- 第 8 議案第16号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第18号 永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第19号 永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第20号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第21号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第30号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第31号 永平寺町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

て

- 第15 議案第32号 永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第17 議案第9号 令和6年度永平寺町一般会計予算について
- 第18 議案第10号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第19 議案第11号 令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第20 議案第12号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について
- 第21 議案第13号 令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について
- 第22 議案第14号 令和6年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第23 議案第15号 令和6年度永平寺町下水道事業会計予算について
- 第24 議案第29号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第25 発委第1号 永平寺町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 第26 発委第2号 永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第27 発委第3号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 請願第1号 能登半島地震をふまえ、福井県内原発の総点検と原子力防災計画の見直しを求め、使用済み核燃料の乾式貯蔵に反対する請願
- 第29 委員会の閉会中の継続調査の申出

## 2 会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（13名）

1番 酒井圭治君

2番 長岡千恵子君

3番 川崎直文君  
 5番 清水紀人君  
 6番 金元直栄君  
 7番 森山充君  
 8番 清水憲一君  
 9番 滝波登喜男君  
 10番 齋藤則男君  
 11番 上田誠君  
 12番 松川正樹君  
 13番 楠圭介君  
 14番 中村勘太郎君

4 欠席議員（1名）

4番 朝井征一郎君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	北川善一君
教	育	長 室秀典君
消	防	長 宮川昌士君
総	務	課 長 吉川貞夫君
契	約	管 財 課 長 竹澤隆一君
防	災	安 全 課 長 吉田仁君
財	政	課 長 多田和憲君
総	合	政 策 課 長 清水智昭君
住	民	税 務 課 長 原武史君
会	計	課 参 事 池端時枝君
福	祉	保 健 課 長 木村勇樹君
子	育	て 支 援 課 長 島田通正君
農	林	課 長 黒川浩徳君
商	工	観 光 課 長 江守直美君
建	設	課 長 家根孝二君

えい住支援課長	深水正康君
上下水道課長	勝見博貴君
学校教育課長	山口健二君
生涯学習課長	朝日清智君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局長	清水和仁君
書記	酒井春美君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） 皆さん、おはようございます。

各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただきまして、ここに25日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付しましたので、議事日程表により議事を進めてまいります。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第2号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第3号 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第4号 令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第4 議案第5号 令和5年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

～日程第5 議案第6号 令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第7号 令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第8号 令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、議案第2号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第7、議案第8号、令和5年度永平寺町土地開発事業特別

会計補正予算についてまでの7件を一括議題といたします。

これより第3審議を行います。

議案第2号から議案第8号までの7件について、1件ごとに行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

日程第1、議案第2号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第2号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第3号、令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、自由討議の提案がありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第3号、令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第4号、令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第4号、令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第5号、令和5年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第5号、令和5年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第6号、令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第6号、令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件は

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第7号、令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第7号、令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第8号、令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第8号、令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第16号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～



○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第8、議案第16号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。  
第3審議を行います。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第16号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第18号 永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第9、議案第18号、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議の提案がありますか。

（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今議題となりました公の施設の指定管理の指定手続等の条例改正であります。行政の膨大なる業務あるいは厳しい財政等を鑑み、民間活用を推進していくというのが、国及び地方自治体の状況であります。それには全く異議はありませんし、その中の手法として指定管理制度がございます。

本来、指定管理は優秀な様々な民間団体等が持つ能力を競い合いながら、そしてその中で一番効率的、あるいは住民サービスの向上につながる団体等を、指定するというのが本来の姿であります。ただし、地方によりましては、いろいろな状況の中で特例が認められている、ということも事実でございます。

ただ、この指定管理制度は議会が最終的にそれを承認するかということも鑑み

ますと、非常に重要な今回の条例改正となります。本来、反対するものではございませんけれども、この特例の中身についてはもう少し慎重に議会も調査、研究をするべきだろうと思いますので、ぜひともこの案件については、総務産業建設常任委員会に付託をしていただきたいと思います、という動議を提出させていただきます。

○議長（中村勘太郎君） ただいま9番、滝波君から、議案第18号、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について、の動議が提出されました。

この動議について、賛成の方はいらっしゃいますか。

（賛成者挙手）

○議長（中村勘太郎君） この動議については賛成者がいますので、成立いたしました。

9番、滝波君の動議を議題として採決します。

この採決は、起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（中村勘太郎君） 起立多数です。

したがって、9番、滝波君の議案第18号、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について、を総務常任委員会に付託することにいたしたいと思います。

暫時休憩します。

（午前10時12分 休憩）

---

（午前10時18分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいまの議案第18号、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正についての件でございますけれども、これ総務常任委員会に付託をしましたので、総務常任委員会を開催し、終了後、委員会の報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

（午前10時18分 休憩）

---

（午前10時50分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

議案第18号、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について、総務常任委員会委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の報告書が提出されております。

委員長より報告を求めます。

1番、酒井君。

○1番（酒井圭治君） 今般付託されました議案、公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正につき、本日、委員会を開催いたしまして理事者側同席の下、審議いたしましたところ、委員の意見として継続審議を求める意見がございました。委員会として継続審議といたすこととさせていただきます。

以上、ご報告いたします。

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

～日程第10 議案第19号 永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第10、議案第19号、永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議の提案がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第19号、永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第11 議案第20号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第11、議案第20号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議の提案がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第20号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第12 議案第21号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第12、議案第21号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第21号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第13 議案第30号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第13、議案第30号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第30号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第14 議案第31号 永平寺町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第14、議案第31号、永平寺町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 11番、上田君。

○11番(上田 誠君) それでは、反対の立場から討論をさせていただきたいと思  
います。

この条例の改定は、介護現場での人手不足を解消するために、現場職員1人当  
たりの見られる要支援・要介護者の数を緩和する、現行よりも増えるものであり  
ます。これは現場の負担が増すものであり、また、管理者も同一敷地以外の施設  
も見られるようになるものであり、管理上、課題も生じかねないものであると考  
えます。

人員不足の解消は、介護職員の処遇改善や事業者に対しての支援を改善するこ  
とが本来の形であり、抜本的な改革が必要であると私は考えます。単なる緩和で  
の対処では現場の負担が重くなるということが勘案されるため、反対の立場を取  
りたいと思います。

○議長(中村勘太郎君) 次に、原案に賛成の発言を許します。

2番、長岡君。

○2番(長岡千恵子君) 私は賛成の立場で討論させていただきたいと思  
います。

介護施設での状況につきましては人材不足等いろいろなことが絡み合っており  
まして、介護職員が不足していることは十分承知のことではございます。です  
けれども、今後ますます要介護者もしくは、要支援者の増加傾向が認められる中  
で、介護サービスを実施していく上では、ある程度やむを得ない状況にあるか  
とも考えております。

ただ、利用者のサービス低下につながらないようにというふうには願って  
おりますけれども、この条例に対しては賛成の立場を取らせていただ  
きたいと思  
います。

○議長(中村勘太郎君) ほかに討論ありませんか。

6番、金元君。

○6番(金元直栄君) 永平寺町の指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基  
準を定める条例等の一部を改正する条例の制定の問題ですが、一つは、介護保  
険事業をめぐっては、そこで働く人たちが低い待遇となっていることから、人  
が集まらない状況が続いています。町内でもこの部分をカバーするとして外国  
人スタッフの導入も進んでいると聞いているところです。

今回の介護関係条例の改定は、介護の施設等の運営や管理について、つい先  
年

までは基本1つの施設に1人の責任者となっていたものを、人手が足りないとして、現在の同一施設内にある施設については兼務できると変えてきました。それから間もないうちに、ここに来て同一敷地内における他事業所、施設等でなくても差し支えないということで、ほかの土地にある施設についても管理できるような文面となっていること、さらに、こういうことをやっていくと施設の安全管理上大きな問題となることについては、過去の事故の例もあると私は思っています。過去の事故の例というのは、火事が出て多くの犠牲者が出て、そこに管理者がいたのかどうかという問題が後で論議されるということがありました。

また、条例中は、数字の変更について見てみますと、1人当たりの担当の人数を多くしたり、モニタリングがオンラインでいようにするなどが見られたり、また、有資格者の配置を緩くしたり配置を削減したり、こういうことができるような内容になっていることから、この条例の改定には反対の立場を取ります。

○議長（中村勘太郎君） 次に、原案に賛成の発言を許します。ございませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第31号、永平寺町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（中村勘太郎君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第15 議案第32号 永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第15、議案第32号、永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第32号、永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第16 議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第16、議案第26号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第26号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第17 議案第9号 令和6年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第18 議案第10号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第19 議案第11号 令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第20 議案第12号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について～

～日程第21 議案第13号 令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計予算に



ついて～

～日程第22 議案第14号 令和6年度永平寺町上水道事業会計予算について  
～

～日程第23 議案第15号 令和6年度永平寺町下水道事業会計予算について  
～

～日程第24 議案第29号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第17、議案第9号、令和6年度永平寺町一般会計予算についてから日程第24、議案第29号、令和6年度永平寺町介護保険特別会計予算についてまでの8件を一括議題といたします。

これより第3審議を行います。

議案第9号から議案第29号までの8件については、1件ごとに行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

日程第17、議案第9号、令和6年度永平寺町一般会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） それでは、私は、令和6年度の永平寺町一般会計当初予算についての反対の立場から討論をさせていただきます。

今年度の当初予算は、現在、全国的に直面している高齢者の増加と、また、思った以上に進んでいる少子化による人口減少が直面している課題であります。しかしながら、持続可能な支え合いの共生の社会を求められている中で、この生活に直結する予算であることは認識しております。

1月1日の能登半島の震災に見られるような大規模な災害、自然災害ですが、発生している中で、防災のまちづくりとしての、当町での地域ごとの防災計画の推進、また個別避難計画の策定については、防災士、また防災資材の支援のもの、また、町民の健康を守る支援として、今年度、健康寿命の延伸をスローガンに掲

げた取組、それから、子育てのまちとしての全町での0歳児の受入れの対応、また小中学校の給食無償化、それから高校までの医療費の無償化などなど、また、商工、農林においてのいろんなそれぞれの支援など、評価するものは多々あるというふうに思っております。

しかしながら、以下の4点について述べさせていただきます。

まず1つ目です。健康保険証、これは全国の国民の80%以上が不安であるとか反対というものが報道もされております。また、保険証としてのマイナンバーカードの使用率も4%台というふうに示されています。そういう中でこの健康保険証とのヒモづけを強行する考え。また、2番目として、地域コミュニティの拠点となる公民館活動に対する人材とかそれに係る予算の確保は、他市町と比べるとまだまだ不十分である点。3つ目、健康福祉施設などの運営の指定管理の在り方、今回も条例がありますが、解消すべき課題がまだある点。それから4つ目、地域の衰退と若者、特に子育て世代や子どもの流出につながる幼保園や小中学校の統廃合の考え方、進め方について見直しが必要というふうに私は考えております。

そういうことから、この今年度の予算について反対の立場を取らせていただきたいと思えます。

○議長（中村勘太郎君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 今回の令和6年度一般会計当初予算について、賛成立場で討論させていただきたいと思えます。

今回の予算には、町民の安心・安全な暮らしを守るための予算や、北陸新幹線敦賀延伸に伴い観光客を誘致するための多くの予算が組み込まれております。既に新幹線は3月16日に開業していることから少々遅まき感がありますが、本町においては、新幹線開業より、今後予定になっている中部縦貫自動車道の開通を見据えての観光情報発信と捉えることができます。

そういうことを踏まえまして、より一層の誘客活動を進めていただき、町の将来の発展を担う予算というふうに考えますので、賛成の立場を取らせていただきたいと思えます。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論ありませんか。

反対者の発言を許します。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 金元です。

私は、2024年度一般会計予算への討論を行います。

本町の予算全体見てみますと、町長になってから箱物行政に走るということはなかったように私は思っています。また、町民の生活に必要な予算等が今予算にも多く含まれていることは認めるところであります。

ただ、これまでもいろいろ質問はしてきましたけれども、反対の理由の1つとしては、基金と国の補正予算や臨時交付金をめぐって、国は借金を増やしているのに地方は貯金が増えている——これは政府の役人の話ですが——地方の財政状況に注目している点が見られています。確かにコロナ禍では地方創生臨時交付金で補填されてきました。つまり、それ以外は自治体の持ち出しをせずに、国からの交付金による支援にとどめてきた可能性があるというのは財務省の見方でもあります。そういう中で総務省は、基金の活用を23年、24年度と事務連絡として促してきていることは、答弁の中でも示されました。この中では、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理運営に努めていただきたいこと、地方財政の見直し、予算編成上の留意事項についてということで、事務連絡が来ているくらいであります。これが示しているのは、それぞれの自治体で財調基金や特定目的基金の残高がコロナ禍を経てどうなっているのかを調べ、本当に積極的に活用を国が迫っているところにあると思います。そういう意味では、本町、これまでも指摘してきましたけれども、いわゆる基金総額がどんどん膨れ上がっていることについては、やはりもう少し町内の経済への貢献も含めて考えた支出が必要ではないかと思うところです。

2つ目は、非正規職員の待遇改善は別枠で行うべきだということです。町長は国の指示に従って実施している、本町は先もってやっているという答弁でありますけれども、会計年度任用職員の待遇は安い賃金体系となっています。一方、国主導で促してきた働く人たちのいわゆる賃上げは、この春闘で5%、6%というのが相次いでいるところです。こんなときこそ、たださえ一般職との間に大きな差のある賃金をぜひ正していかないといけないのではないかと。でないと格差は広がるばかりになります。そういう点が2つ目です。

3つ目は、学校の在り方に対する町の姿勢です。志比北小学校の統廃合については結局、地域の分断につながりかねない、保護者を先に説得というやり方で強行してきました。地域から学校がなくなったら、火が消えたようなものとの地域の思いは、やはり強いものがあります。この学校の統廃合を、複式が2クラスに

なったら、これまでどおりのやり方で進めようというのは、私はいささか問題があると思っています。

4つ目は、マイナンバーカードの問題です。これは上田議員も言いましたが、マイナンバーカードに国民保険証のヒモづけをやるということで、国民保険証を廃止するという強行のやり方は、これは幾ら何でも、まだまだ病院の窓口で利用しているのは4%台と発表されている中で、強行というのは問題だと思っています。これは確かに自治体の責任ではないにしても、やはりこういう制度がまかり通っていくと、本当に利用し切れない人たちにとってみれば大変な障がいになる、病院に行くのも障がいになると思うところで、反対の立場です。

次に、自衛隊への適齢者名簿の提出は認められないということです。確かに、何か聞いてみますと、名簿の提出にて適法ということが説明されていますけれども、適法となる法律はどうか。個人情報保護法でも名前等の情報を出すことについての明記はありませんし、情報を確保して個人が特定できないようにするという、民間が利用するというビッグデータの利用の問題はあるわけですが、それ以外で個人が特定できる名簿を出すというのはどこにもない。本人の同意もなしにそれが行われるということは、あってはならないと思っています。

次に、保育園の民営化で示されましたけれども、公の保育への信用、信頼を投げ捨てるやり方、民営化というのはどうかというのを、疑わざるを得ないところがあります。町内の若者の仕事を町外に出すことの意味、やっぱりここに来て本当に大事な問題だと私は思うようになってきています。この時代、周辺地域に若者や住民が住み続けられる理由を奪うということは、やはり町行政運営にとっては得策ではないと。ぜひ、今ほかの自治体でも一歩踏み出していますけれども、また本町も子育てしやすいまちづくりをまちづくりの柱に大きく位置づけて進めてほしいと思うところですが、ここが後退しているというのは残念であります。

以上の理由で令和6年度の当初予算には反対の立場を取ります。

○議長（中村勘太郎君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 賛成の立場から発言します。

この予算案、おおむね妥当なものと私は考えますので、予算の速やかな執行を期して賛成したいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第9号、令和6年度永平寺町一般会計予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(中村勘太郎君) 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第10号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

(「はい、討論あります」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論があります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、金元君。

○6番(金元直栄君) 議案が多いので、議案の確認をしていました。申し訳ございません。

私は来年度の国保予算案について、反対の討論を行いますが、国の方針ではありますけれども、これは一般会計でも述べましたとおり、一つは、国民の不安をよそに、来年度には紙の保険証の廃止をどんどん進める、ということを進めていることです。マイナンバーカードを持っている人でさえ、保険証をヒモつけていないこと、ヒモつけている人でさえ、マイナ保険証の病院での利用は全国では4.5%以下と言われています。さらに、現保険証を廃止しないでほしいという声は、アンケートでも8割にも上るといのは、先ほどの討論でもあったとおりです。これを廃止する理由はないと私は思っています。

さらに、ちゃんと保険料を納めて普通の保険証でいるのに、適法に保険証を利用している人が資格証明書を持つというような、ちょっと本末転倒というか、逆さになったようなやり方ということ自体も問題だと私は思っています。

さらに、マイナンバーの取得やマイナ保険証の利用について、高齢者や障がい者等は自ら判断のできない人もいらっしゃるわけで、それらを置き去りにするというのではとても認められないというのが、それと付け加わった理由でもあります。

その上、ここで得られた情報をビッグデータとして企業が利用できるヒモつきというの私は認められません。

確かに本町の特別会計で自治体が保険者になるということではありますけれども、そういう制度改悪が目前に迫っているときに、これに賛成するということができないという立場を取っていきます。

○議長（中村勘太郎君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 私は、国民健康保険特別会計の令和6年度の予算について、賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

この国民健康保険の予算、かなり本町、大きな予算になっているかと思っております。その背景には本町の医療環境というのがあると思います。町内に福井大学附属病院が位置し、県立病院や済生会病院など大きな病院が、至近距離のところに配置されているということから、町民全体がこれらの高機能病院を利用することが多くなっているということで、医療費が膨らんでいるということは皆さん承知のことですし、これからも続いていくことだろうと思います。この高機能病院が周辺にたくさんあるということは、町民にとって喜ぶべきことではありますけれども、先ほども申し上げましたように、反面、医療費が増大するというマイナス点もございます。これはもうやむを得ない状況と考えるしかないとします。

また、マイナ保険証につきましては、こういった大きな病院を利用するに当たりまして、その病歴等の情報等が共有できると聞いておりますので、そういった中ではマイナ保険証も、大きな重い病気を持つ方にとってはやむを得ないことではないかというふうにも考えております。

また、町は健康寿命の延伸を目標に掲げ、特定健康診断の受診の拡大や人間ドック助成金の増加などを盛り込んでおります。事業実施のために、今回の国民健康保険、町民のためにも必要な予算というふうに考え、妥当なものと思っておりますので、賛成の立場を取らせていただきます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第10号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についての件を採決します。

採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（中村勘太郎君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第11号、令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 討論があります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 私は、後期高齢、来年度の予算案に対して反対の立場を取ります。

理由は、いわゆる高齢者、年金が多いから2割負担、3割負担の導入とかいう話があったり、導入されたりしていますけれども、年金が多い多いと言っても、多い人でも年間300万円台だろうと思いますね。もっとそれ以上ある人がいたら分からないですけども、多くの方はやっぱり年金は低い。ある一定金額になると病院にかかったときの負担が増えるというやり方は、1990年代初期には老人医療費無料という時代もあったぐらいですから、そうしていないのはどうかということも含めて考えると、僕はこの時代、やっぱり一生懸命働いてきた人たちには安心して暮らせるような状況になってほしい。特に働いていた世代がいわゆる後期高齢に移る頃というのは、本当に体がガタガタというのも多いわけです。そういう人たちから、低い年金の中から大きな負担を取る医療制度というのは問題だと思っています。

なので、反対の立場を取ります。

○議長（中村勘太郎君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 後期高齢者医療保険の令和6年度の予算ですけれども、賛成の立場を取らせていただきたいと思います。

理由としましては、ここに来まして団塊の世代の方、この団塊の世代の方が悪

いというわけではありません。団塊の世代の方々が人口が異常に膨らんでいる世代が後期高齢者医療への移行という形になっております。当然ですけれども、その医療費が拡大するのは、当たり前の話だと考えます。そうなってきたときに、やはりある程度その医療費に対しての負担をしていただかないと、これは若い人がその負担を全部背負うのではなかなか社会情勢として、成り立たないと考えております。

ということから、今まで1割負担だった方が2割、3割負担になっても、生活に支障がないのであれば、それは支障がないことを前提としての高額所得者ということを対象にしているということを考えますと、もうこれは仕方のない状況だろうというふうに判断せざるを得ないと思ひまして、賛成の立場を取らせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第11号、令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（中村勘太郎君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第12号、令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第12号、令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。



次に、日程第21、議案第13号、令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第13号、令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第14号、令和6年度永平寺町上水道事業会計予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第14号、令和6年度永平寺町上水道事業会計予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第15号、令和6年度永平寺町下水道事業会計予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第15号、令和6年度永平寺町下水道事業会計予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第29号、令和6年度永平寺町介護保険特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 私は、来年度の介護保険特別会計予算案に反対の立場を取るということを表明したいと思います。

理由は、今回は介護保険料を値上げしないというのは当然で、今まで指摘してきたものの、第8期の介護保険計画策定の際に6,000円程度という議員からの発言もありました。にもかかわらず、町が現保険料としてきたものです。この会計に、こういう経過から、基金が以前から増える傾向にあったのですけれども、それらが本当にどんどん増えてきたのが現在の状況です。

本来、この介護保険の会計というのは3年で1サイクルですから、プラスマイナスをゼロにするというのが基本になっているのですが、そうはなってはこなかったというのがこういう結果になっていると思います。

さらに、今回、第9期計画へと改定に当たって、国は訪問系の介護報酬を大きく引き下げるということを決定しました。しかし、訪問系の介護サービスの事業所の約4割は赤字だと聞いています。こんなことをされるのでは、周辺地域の在宅で頑張っている人たちへのサービスが、途切れることにもなりかねない、そういう介護保険制度の趣旨そのものが外れるようなやり方は認められません。

さらに、本町は訪問介護、生活支援等のサービス利用へ低所得者には、低所得者支援が実施されているのですが、これを事業者任せにして、町は実施しな

いという方向性を示しています。本来、支援事業は町の福祉事業として行ってきたのを、介護保険の横出し事業へとこれまでの間につないできたわけですが、町の福祉事業として実施すべきだと、それが見られないのはやはり問題だということで、介護保険の特別会計への反対の理由とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 令和6年永平寺町介護保険特別会計予算の賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

先ほど後期高齢者のところでも申し上げましたけれども、団塊の世代が75歳に到達になるここに来て、75歳前後の方の介護認定件数が非常に拡大しております。この年代の方々ですけれども、核家族化が進み、家族介護が見込まれないこともあり、介護保険の利用は年々拡大の一途ということは、おのずと知れていることでもあります。もちろんそのための介護保険料というのは、ある程度受益者負担ということで、やむを得ない保険料の措置と考えます。これまで社会で頑張ってきた方々には、介護保険を利用いただき、介護度が高くないようにというふうに願っております。

そのための予算というふうに解釈いたしまして、賛成とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論はありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 今ほど賛成の討論ありました。介護保険、先ほどの一般会計のところでも述べましたが、75歳以上の高齢者がどんどん増える、その中で介護保険が必要になる方々は多々出てくると思っています。それに一步踏み込んで当町が健康寿命の増進というスローガンを掲げ、それに着手したことは非常に評価するものであります。

しかしながら、介護保険というもののその割合から行くと、今の高齢者に対して、やはりいろんな形をしていかない、また、それを支える施設に対しての支援も必要かと思っています。

そういう意味での抜本的な改革も求める必要があると考え、私はそういう観点から反対の立場を取らせていただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第29号、令和6年度永平寺町介護保険特別会計予算について

の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方、ご起立願います。

(起立多数)

○議長（中村勘太郎君） ありがとうございます。起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第25 発委第1号 永平寺町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第25、発委第1号、永平寺町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての件を議題といたします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員長より議案が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本議案の朗読を省略し、委員長の提案理由の説明を求めます。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） それでは、永平寺町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、の提案理由を述べていきたいと思えます。

ただいま上程いただきました発委第1号、永平寺町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、の提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部が改正され、議会の議員に関わる請負の定義の明確化と、議員個人の請負の規制が緩和されたことに伴い、請負の状況を公表することにより、請負の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、条例を制定する案を提出するものです。

なお、この条例は公布日から施行、令和5年度の請負分から適用するものでございます。

以上、提案理由とさせていただきますので、議員各位にご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

発委第1号、永平寺町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第26 発委第2号 永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について～

～日程第27 発委第3号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第26、発委第2号、永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてから日程第27、発委第3号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、までの2件を一括議題といたします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員長より議案が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本議案の朗読を省略し、委員長の提案理由の説明を求めます。

11番、上田君。

○11番(上田 誠君) それでは、提案理由を述べさせていただきたいと思います。

ただいま一括上程をいただきました発委第2号、永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、及び発委第3号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、の提案理由を申し上げます。

まず、会議規則の一部改正につきましては、令和5年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に関わる手続のオンライン化に対応する改正を行うものとともに、現在の社会情勢等に照らし、所要の整備を行うものです。また、会議時間について午前10時からであったものを、本町議会の実情に合わせ9時からと改めるも

のでございます。

次に、委員会条例の一部改正につきましても、令和5年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に関わる手続のオンライン化に対応した改正を行うものとともに、委員選任に関する規定の見直しを行うため、条例の一部を改正する案を提出するものです。

なお、会議規則の一部を改正する規則及び委員会条例の一部を改正する条例とも、公布の日から施行するものとしております。

以上を提案理由とさせていただきます、議員各位にご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 発委第2号から発委第3号までの2件について、1件ごとに審議を行います。

日程第26、発委第2号、永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

発委第2号、永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、発委第3号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

発委第3号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第28 請願第1号 能登半島地震をふまえ、福井県内原発の総点検と原子力防災計画の見直しを求め、使用済み核燃料の乾式貯蔵に反対する請願～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第28、請願第1号、能登半島地震をふまえ、福井県内原発の総点検と、原子力防災計画の見直しを求め、使用済み核燃料の乾式貯蔵に反対する請願の件を議題といたします。

本件は、去る令和6年2月26日、総務産業建設常任委員会に付託された議案であります。

まず、請願について事務局長より朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長(清水和仁君) それでは、朗読させていただきます。

請 願 第 1 号

2024年2月16日

永平寺町議会議長

中 村 勘太郎 殿

請願者 近 藤 一 栄

齋 藤 治 孝

村 国 明 雄

代表者 南 保 正 光

紹介議員 上 田 誠  
金 元 直 栄

能登半島地震をふまえ、福井県内原発の総点検と原子力防災計画の見直しを  
求め、使用済み核燃料の乾式貯蔵に反対する請願

#### 請願の趣旨

2024年1月1日、マグニチュード7.6の能登半島地震が起きました。  
家屋の倒壊など甚大な被害が発生し、241名が死去、行方不明者11名（2月  
7日現在）。今も1万人を超える避難者がいます。福井県内でも、あわら市を中  
心に、家屋の半壊、一部損壊などの被害が出ました。

福井県内では、1948年6月28日、マグニチュード7.1の地震が発生し、  
3769人も死者、全壊34000棟を数える、大被害が起きました。この福  
井大震災は75年前のことであり、ほとんどの県民にとって能登半島地震は、生  
まれて初めて経験する大きな地震であり、実際に海岸付近の住民は高台に避難し  
ました。「福井県で大地震が起きたらどうなるか」「能登半島の道路は寸断され、  
たくさんの集落が孤立した。地震で原発が壊れたら、本当に避難できるか」。県  
民、町民の不安が広がっています。

こんな時に、関西電力は、運転開始から50年以上もたつ原発を再稼働させ、  
原発の新增設まで言い出しました。さらに、2月8日には、原発の長期運転を前  
提に、あと3年から5年で満杯になる使用済み核燃料の貯蔵プールから、使用済  
み燃料棒を取り出し、美浜、大飯、高浜の各原発の敷地に「乾式貯蔵」する計画  
の「事前了解願」を福井県庁や各町に出しました。

関西電力が今やるべきことは、遮二無二原発推進に突っ走るのではなく、県民・  
町民の不安にこたえ、能登半島地震の新たな知見に基づいて、北陸電力・志賀原  
発にどれだけの影響があったのか、福井県内の断層の状況、巨大地震時における  
原発の安全対策の検討、住民避難計画の抜本的見直しではないでしょうか。

以上の立場から、次の請願を行います。



【請願事項】

1. 新たな核のゴミ・使用済み核燃料を生み出す老朽原発の運転を止め、能登半島地震の新たな知見にもとづき、原発の総点検を行うよう、福井県知事に求めてください。
2. 原発敷地内での使用済み核燃料の「乾式貯蔵」は、安全性は大丈夫か、いつまで原発の敷地で保管するのか、「最終処分場」になるのではないか、明確になっていません。「乾式貯蔵」の事前了解願いを認めないよう、福井県知事に対し、意見書を出してください。
3. 能登半島地震では、道路は寸断され、海岸も隆起しました。現行の避難計画では、大地震が発生し原発事故が起こったら、住民避難ができないことは明らかです。「福井県広域避難計画要綱」を抜本的に見直し、本当に避難ができるよう改めるよう、福井県に求めてください。
4. 今回の「乾式貯蔵」について、県民説明会を福井県と政府、関西電力に求めてください。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

1 番、酒井君。

○1 番（酒井圭治君） 請願第1号、能登半島地震をふまえ、福井県内原発の総点検と原子力防災計画の見直しを求め、使用済み核燃料の乾式貯蔵に反対する請願の審査結果につき報告いたします。

本年3月15日、委員会を開催いたしまして、紹介議員2名の説明も受け、その後、審議いたしました。

まず、採択すべきものとしての賛成意見はありませんでした。

一方、不採択とすべきものとして、請願について、本件について原発を含めた将来の電源構成をどういうふうを示せるのか、大きな課題だということござい

ます。また、原子力発電は、今後の資源エネルギーの持続可能性を展望する際の重要なキーワードでもございます。資源エネルギーの安定供給確保とカーボンニュートラルを、車の両輪として進めていくことが現在大きく求められることであります。その際には適切な情報提供等を通じて地元の理解を得るとともに、新たな成長につなげていくことが欠かせない。また、老朽原発稼働につきましては、原子力規制委員会、また司法の判断でもあります。

現在、電気料金が高騰しております。電力供給体制も不安定な状態であります。電力、エネルギーを生産する環境の問題、安定供給の問題あるいは経済性など、そういった議論が必要だろうということでもあります。また、原発を直ちに止めて日本の経済や国民生活を守ることができるか、現実問題としてしっかり考慮しないといけない問題だろうということもございます。地元の納得を大前提として一定期間稼働させるというのはやむを得ないことではないかということでもございました。

現状において県も立地町も同意しているものを、永平寺町議会として県、国に意見書を提出するというのには、やはり疑問が残る。

おおむね以上のような請願に対しての意見がございまして、採決を取ったところ、全員一致により不採択となりました。

以上、報告といたします。

○議長（中村勘太郎君） これより委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 一応この請願の賛同議員というのですか、紹介議員として質問させていただきます。

当日は委員会に出させていただきますして説明をさせていただきました。一応説明した後、どのように話しされたのかについてお聞かせいただきたいと思います。

この乾式貯蔵は、最終的に福井県内では700トンでしたかね、700トン、1,530体もの物を金属に収め、鉄筋コンクリートで一応覆い、それを平地の中で、フェンスの中で仮置きするというものであります。

一つその中でも出ていますが、今回の能登沖、能登半島地震のように4メートルも5メートルも隆起するような状況、また、断層が何十キロにわたって起きた状況、その中からプルトニウムの、要は影響が出るのが10万年にもなるというふうな形が示されています。そういうものを、一応仮置きとは言いながら、今現

在そこに、今の美浜、大飯、高浜に置くということになっています。その最終処分場の候補地は未定であります。県は1990年から県外搬出をずっと求めています、それに対する明確な回答は得ていません。

また、ご存じのように、青森県の六ヶ所村の再処理工場も26回も延期でそのめどは立っておりません。聞いておりますと、その総事業費については15兆円弱のものがもう既に建っている、今後そういうものをどうするのか。また、高速増殖炉、夢の原子炉と言われた、県にありましたもんじゅも廃炉が決まっている。そういう中において、あと3年から5年もするような、満杯になるというふうなものを、仮置きとはいえ、そこに置くことになれば最終処分場になってしまうのではないかと懸念が出ています。これについては県議会でも質問、またいろんなことの説明を求められています。その中で関電の担当者は、そういうふうな六ヶ所村等が決まらなければ、結果的にそれは搬出できない状況にあるのではないかと回答もしていると聞き及んでいます。

そういう中で、今回起きました能登半島の大きな地震、そういうものがあつたときにその安全性が保たれるのか、また、最終処分場としてになってしまうのではないかと懸念についての質問等についてはいかがでしょうか。

その賛成理由は、今後の原子力、電力事情のこと、それから日本経済のために必要だということから認めているわけですが、やはりそこにいる住民の方々が万が一そういう地震等で被害が、原子炉が破壊されたときにはその避難のところ、そういうものをどうするのかというのをやはり一概に考えるべきじゃないかと私は思うのですが、そういう質疑等はなかったのでしょうか。また、あつたのであればそれについてどのようなご意見があつたのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（中村勘太郎君） 委員長。

○1番（酒井圭治君） まず初めに、4つの請願事項がございました。それを一つ一つ、委員のほうで検証していったわけでございます。

まず初めに、「新たな核のゴミ・使用済み核燃料を生み出す老朽原発の運転を止め、能登半島地震の新たな知見にもとづき、原発の総点検を行うよう、福井県知事に求めてください。」という第1項目でございました。老朽原発の運転を止めると、先ほども申し上げました原発においては、今後の資源エネルギーの持続可能性を展望する際の重要なキーワードであります。資源エネルギーの安定供給確保と、カーボンニュートラルを車の両輪として進めていく、これが現在求めら

れている。その際には、やはり適切な情報提供を通じて国民の理解を得る、また新たな成長につなげていくことが欠かせない。また、老朽原発稼働については、先ほども申し上げましたが、原子力規制委員会、また司法の判断でもあるということでございました。

この内容の中で、能登半島地震の新たな知見ということがございましたが、現在検証中でもあると、また、新たな知見は今後に委ねられるであろうということでございます。また、原発の総点検ということでございましたが、原子力規制庁の監督の下、社員、メーカー、協力会社社員、また新たな視点を取り入れる観点から過去のトラブル等の知見を多く持つOB、そういった者100名以上の規模で実施しているということでございました。総点検においては一旦停止することになります。原子炉冷却材系等の水張りや二次系設備、タービン及び復水器等の気密性確認実施時、また原子炉冷却材系統の昇温・昇圧前としているということでございまして、集中的な安全確認につきましては原子炉起動前、原子炉冷却材系統の温度、圧力が起動条件に到達した時点であるとか、また発電機を並列につなげる前の安全確認であるとか、定格熱出力一定運転到達後など専門的確認が行われておりまして、このいわゆる総点検の趣旨、止めてしまうという、そういった総点検の趣旨がどこにあるのか、不明であるということでございました。

また、2番目に「原発敷地内での使用済み核燃料の『乾式貯蔵』は、安全性は大丈夫か、いつまで原発の敷地で保管するのか、『最終処分場』になるのではないか、明確になっていません。『乾式貯蔵』の事前了解願いを認めないよう、福井県知事に対し、意見書を出してください。」という項目でございましたが、乾式貯蔵の安全性は大丈夫かということについては、乾式貯蔵のキャスク本体は現在の高度な技術をもって製造され、本体についての不適當な部分の指摘もない。つまりキャスクのどの部分が危険な部分ものなので駄目なのか、そういった指摘もないということでございました。また、「いつまで原発の敷地で保管するのか、『最終処分場』になるのではないか、明確になっていません。」ということで、関西電力は具体的な搬出時期の考え方を、今後提示するとしております。3つ目に、乾式貯蔵の事前了解を認めないよう、福井県知事に対し意見書を出してくださいということでございましたが、福井県としては立地3町の意向確認も行い、3月15日に既に設置に向け、原子力委員会への申請を了済済みであります。

3つ目の項目でございましたが、「能登半島地震では、道路は寸断され、海岸も隆起しました。現行の避難計画では、大地震が発生し原発事故が起こったら、

住民避難ができないことは明らかです。『福井県広域避難計画要綱』を抜本的に見直し、本当に避難ができるよう改めるよう、福井県に求めてください。」というところでございましたが、今その3つについて、広域避難につきましては、国の地域原子力防災協議会及び原子力防災会議において確認、了承された緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて、避難対策の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図ることとしております。また、原子力立地地域における自衛隊の展開基盤の確保、参集体制等についても、引き続き県と自衛隊等が連携して協議を行うこととしております。本要綱につきましては、こうした国、自衛隊、海上保安庁などの関係機関、関係自治体との協議の状況、防災訓練の検証結果、そういったものを踏まえ、必要な見直しを行うこととしております。

そして最後に、「今回の『乾式貯蔵』について、県民説明会を福井県と政府、関西電力に求めてください。」というところでございましたが、現在、新聞報道にもございますように、福井県は関西電力に対し、乾式貯蔵方式、キャスクのみならず乾式貯蔵施設の、安全性や必要性に関する県民への丁寧な説明を求めており、関西電力側の姿勢を確認しているところでございます。

以上、詳細につきましてはそういった意見の中の検証を行ってまいりました。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

上田君。

○11番（上田 誠君） 今ほど説明いただき、ありがとうございました。

ただ、私思うには、現実的に能登半島地震で被害が出たときに道路が分断され、また隆起して接岸する港も壊れた、そういう中であって避難ができなかったというのは事実であります。そういうものをどう見るかということに関して、ただ一応そういう計画があるということではないのでないかというふうに思っています。

それから、先ほど関西電力のほうが、その搬出時期については説明するとありましたが、現実的に最終処分場が決定されていない、また再処理の六ヶ所村の設営も26回延期で今後その見通しは立っていない、それからプルトニウムについては核の廃棄ごみということで、3年から5年で満杯になるというふうな状況の中で、いかにそういうものが最終処分になってしまうかという懸念については、その搬出方法は幾ら関西電力がそれを述べると言いながら、現実的には難しいと

いう点があるという懸念を私は思っています。

そういう中から、世界的に見ても、西欧諸国の地震のない国ですら原子力についてはやはり考えなければいけない、最終的な処分も含めてそのものを地下埋設で300メートル下のところにそれを埋めて、そこで待つと。先ほど言いましたように10万年ぐらいたたないとそれが軽減されないという中から、地殻変動も含めてそういうものの安全性については非常に問題がある。だからそういう意味での新たな核のごみの処分場もない中で、進めるということはいかがなものかということでは私は思っております。

そういうことをぜひ考えていただいて、今現在の原子力行政については再度皆さんの見返しをお願いしたいと願って、質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中村勘太郎君） 何かありますか。

総務委員長。

○1番（酒井圭治君） おっしゃるとおりだと思います。それで新聞報道ですが、これは15日に承諾して16日の新聞でございました。県、中村副知事は使用済核燃料の県外搬出に向けた関電のロードマップ、工程表の着実な実行を求めています。

また、乾式貯蔵施設、キャスクの施設の、先ほど言いましたけど、乾式貯蔵の方式じゃなくて施設自体、その安全性や、また必要性、それがどういうふうな、なぜ必要なのかというふうな、そういったことに関する県民への丁寧な説明を求めていますし、キャスクの具体的な搬出時期、この考え方を提示してくださいということを申しております。また、これはあれですが立地地域の振興や、課題解決に向けた取組、これは地元の問題もありますが、そういった4項目について、関電の、関西電力の原子力のこの件についての確認を行っているといったということでご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

金元君。

○6番（金元直栄君） 確認だけということ。

今、委員長が報告された中に、県も乾式貯蔵の問題なんかを県民に詳しく、県民にというのでない、県に対して詳しく説明するよにということ言われているよだという話ですが、心配なのは、まず乾式貯蔵をよく分かってないのに乾

式貯蔵を認めてしまったという話ですから、そこはちょっと問題ではないかなというのの一つ。

もう一つは、能登半島地震のいわゆる教訓を見てみると、はっきり言ってあれだけ大きい地震になるともう避難できなくなるというのははっきりしました。それが1つ。

2つ目は、私もびっくりしたのですが隆起の大きさですね。地形の変形というのですかね、隆起の大きさ。最大6メートルのところもあるという話ですから、それが本県内でも起きるような、そんな地震があった場合、炉がもつかどうか。といいますのは、昭和56年に建築法が変わって、耐震基準が変わったのはご存じやと思うのですが、それ以前に造られた炉が多いですね。だから当時、共産党の県会議員に渡辺三郎という人がいたのですが、そこは県内で唯一の構造計算できる人でした。その人が全国的にも早く、その耐震性の問題についてどうなのかをいうことを県議会でも表明したことがあります。

それともう一つ、原子炉といえども、Gを超えた地震が起こった場合、理論的には宙に浮きます、物は。そういうときに「耐えられるの？」という話があるので心配です。私は、キャスクに入れられた原子力発電所の燃料というのを見たことがあります。それは、いわゆるイエローケーキを原子力発電所の燃料にするためにペレットにすると、それは安定しているから乾式貯蔵でもいいということでしたが、それでもコンクリートの建屋の中で厳重に保管されています。それを見ると、新聞報道で見ますと、どうもキャスクというのは屋外に置きます。最近、北朝鮮、精度の悪いミサイル発射していますけど、それが落ちると困るから自衛隊の配備をと言われていたのですが、屋外にそういうキャスクを並べておくということになると、そこへそういうのが、不測の事態があった場合、どうなるのかね。本来、六ヶ所村の核燃工場の廃棄物の処理施設は地下空間、かなり深いところにそういうものを収めておくということなので、それもしないでこういう保管の仕方って、これ安定的に確立された技術だろうかという不安があるので、だから説明をぜひ県民に向かってお願いしたい、ということが含まれているので、その辺、確認だけお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 総務常任委員長。

○1番（酒井圭治君） 今後、県は県議会とも再度、また詰めていく。また、3市3町の住民等の説明も含めて意見を集約しながら、これは原子力規制委員会もやはり絡みます。そういった中での判断、高度な技術の判断であると考えております。

そういったことをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

討論があります。

討論に入ります。

委員長報告は不採択です。したがって、原案に賛成者の討論の発言を許します。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 私はこの請願の紹介議員として、賛成の立場から発言をさせていただきます。

先ほど質問の中にも挙げさせていただきました。能登半島地震が1月1日に起きて多大な被害を受けました。私の知り合いも三国に住んでいるわけですが、丘の上というのですか、駆け上がって一晩ずっとそこで過ごしたという形で、その不安については大きなものであったかと思っております。福井県の嶺南地域でこういう大きな地震が発生したらどうだろうか、能登半島の地震では道路が寸断され、多くの集落が孤立しました。これは現実であります。本当にそういうことが起きたら福井県でも避難ができるのだろうかというのが、やはり現実味を帯びて不安が広がっているものと思っております。

それから、先ほど言いましたように、この使用済核燃料は、取り出しても、3年から5年たてばまた満杯になってしまう、そういうものであります。今回も700トンに及ぶそういうものをその3地域で貯蔵するわけですが、先ほど言いましたように、地震の中で4メートル、5メートルも隆起したときにその原子炉というものはもつものか、また断層によってそういうものは非常に懸念があるものでございます。

それから、県も、最終的な搬出ということで1990年、要は30年近く前から県外搬出については、どうするのだということは求めています。しかしながら、その中間貯蔵地については、全国的にもその候補地は見つからない。これは、集まっている科学者の方々も最終処分場は、なかなか難しいだろうと言っています。

というのは、先ほど言いましたように、300メートル下のところに貯蔵しても10万年もかかると。そういう中に地殻変動とかそういうものはないとも限ら



ないし、そういうものの地下水の漏れも考えられるというふうに私は思っております。そして再処理工場である六ヶ所村のほうもまだめどが立っていませんし、そういう高速増殖炉、それをプルトニウムに変えるということも、今は廃炉となっています。そういう中から、どうしても福井県がそれを認めてそういう乾式貯蔵をやるということは、それは全国的に波及すると思っております。原発立地地域が最終処分場になってしまうと懸念を持つのは私だけではないと思います。

そういう中から、このようになし崩しになってしまっている県民の不安、そういうものが広がっていると考え、ぜひ皆さんも、今回の乾式貯蔵、ただ空冷で、そこに平地にフェンスで囲って置いておいただけという形、それは仮置きとは言いながらそういう形が、先ほど言いましたが、最終処分場になってしまうような懸念がされるということから、ぜひ皆様方のご賛同を、これに関しての反対の賛同を求めるものであります。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 次に、反対者の討論の発言を許します。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 7番、森山です。

受入れは立地団体が決めることであることと、原発の点検は定期的に行っているはずですし、避難要綱とかですか、そういったものも定期的に見直しを行っているはずであると。そういったところで能登の地震の検証もまだできてないところから、不採択にすべきと考えます。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論はありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 私はこの請願に賛成の立場から、いわゆる委員長報告には反対の討論を行います。請願には賛成です。

先ほども私、能登地震の教訓からということをおっしゃっていただきました。もし一旦、ひずみの集中している敦賀から小浜の間で大きな地震があれば原子力発電所がどうなるかというのは不安がいっぱい、どうなるか分からない。ましてや能登半島みたいに4メートル、5メートルという隆起が起こった場合、原子力発電所の格納施設そのものがもつかどうかも分からない、という状況が見られる状況があると思います。そこで、そういう状況の中で、やはり能登の地震の教訓からも避難できない状況があるとすれば、一旦立ち止まってしっかり考える必要がある。

2つ目には、今、本県では乾式貯蔵をいわゆる認めたという、報道がされておりますけれども、一旦この乾式貯蔵というのを認めますと、もう持ち出すことのない、本県が最終処分場にもなりかねない、こういう懸念のあることも言われています。これまで関電は、何年までにやるとか今年の暮れまでにやるとかいろいろ言って、口先で最終処分場を決めるということをしてきました。結局、今日まで長年にわたって先延ばししてきて、それが決められないでいるわけですから、そういうことを考えますと、本当に本県が最終処分地にされかねないという状況があると思います。現に地元では、どうせ原発があるのだからそこを最終処分場にしてはどうか、という声もあるそうですから、この辺は、県民がもし何か事があれば被害を受けるわけですから、県内全体でやはりきちっとした説明や、これに対する議論も必要かと思えます。単に多数決で決められる問題ではないと思っています。

ぜひそういうことを考えまして、いわゆる能登の地震以降の知見を基にここに請願の内容が示されていますが、これに賛同していただけますようお願いしまして、私の討論とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） 次に、反対者の討論の発言を許します。

5番、清水紀人君。

○5番（清水紀人君） 私は請願に反対の立場から発言させていただきます。

まず立地3町長、ここが同施設の設置に向けた原子力規制委員会への申請を了承しております。まず地元がある意味の一定の了解を得ているということだと思います。そして美浜町長におかれましては、乾式貯蔵の施設に対しての安全性は一定の評価をしているという発言もされております。そして乾式貯蔵は湿式貯蔵に比べまして、水と電気が必要ないということにより、よりよい安全性が世界的でも認められておりますので、私はこういうことを踏まえ、反対の立場を取らせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第1号、能登半島地震をふまえ、福井県内原発の総点検と原子力防災計画の見直しを求め、使用済み核燃料の乾式貯蔵に反対する請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、原案について採決します。

本件について原案のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

(起立少数)

○議長（中村勘太郎君） 起立少数です。

よって、本請願書は不採択とすることに決定いたしました。

～日程第29 委員会の閉会中の継続調査の申出について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第29、委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題といたします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会・行財政改革特別委員会、幼・保再編検討特別委員会、学校再編検討特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

暫時休憩します。

(午後 0時25分 休憩)

---

(午後 0時26分 再開)

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

定例会を閉会するに当たり、一言申し上げます。

議員各位には、去る2月26日開会以来25日間にわたり、その間、提案されました数多くの重要案件を終始極めて熱心にご審議いただきました。本日ここに全日程を終了できましたことを、深く感謝申し上げます。

この定例会では、令和6年度当初予算を含め多数の重要議案を審議して可決、

承認いたしました。おのこの議員のからその都度質疑があり、それぞれ回答がありました。令和6年度当初予算に対して、議会として次の点にご留意いただきますようお願い申し上げます。

1つ、空き家対策については、活用空き家は、移住定住への活用を図り、老朽空き家については、所有者に対し、防災、環境面からも、その処分につき早期に対応すること。

2つ、観光において、新幹線開業に伴う受入れ体制の充実から、二次交通整備、インバウンド対策ほか、情報発信誘客拠点施設の整備に積極的に、かつ早期に取り組むこと。

3つ、町の目標である健康寿命延伸を目指すために、特定健康診査の受診率アップと、予防接種の拡大、健康教育、フレイル予防の促進に努めること。

4つ、在宅福祉では、在宅している人で状況発信ができなくて見逃されている方々への目配りと救済の強化を図ること。

5つ、部活動指導者の地域移行に関して、個々の子どもに合った指導を行うために、指導者のスキルアップと学校指導との統一性を図り、学校と地域、行政の連携を図ること。

6つ、志比北小学校の休校中の利活用協議は、ただ単に学校の利活用計画ではなく、地域の振興を大前提に住民の意見を聞き、十分時間をかけて協議して進めること。

以上の6点を申し添えます。理事者の皆さんにおかれましては、審議の中において質疑、提案等を謙虚に受け止めて、常に町民のために調整、運営を図られるよう切望いたします。

終わりに際しまして、会期中に賜りました議員、理事者の皆様方のご協力に対し、心からお礼を申し上げます。

今後とも本町議会の運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げます。閉会の挨拶に代えさせていただきます。

これをもちまして、令和6年第2回永平寺町議会定例会を閉会します。

暫時休憩します。

(午後 0時31分 休憩)

---

(午後 0時33分 再開)

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました、令和6年度一般会計予算をはじめ、条例の制定と各議案につきまして慎重にご審議をいただき、また妥当なご決議を賜り、誠にありがとうございました。

また、町政の各分野におきまして多数のご質問とご意見をいただきました。いずれも厳正に受け止め、今まで以上に現状と課題の把握に努めつつ、新年度も町勢発展のために取り組んでまいりますので、議員の皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

さて、ついに北陸新幹線の敦賀延伸開業を迎えました。1973年にこの計画が公示されて以来、多くの関係者の皆様の熱意と努力により開業を迎えられたことは、非常に感慨深く、新しい時代の幕開けを肌で感じております。この好機を捉え、県内外から訪れた皆様に何度でも立ち寄っていただけるようなまちとなるよう、関係者の皆様と今後も取り組んでまいります。

また、明日には志比北小学校で休校式が執り行われます。これまで志比北・志比小学校統合準備会の委員の皆様をはじめとして、議会においても、両校の円滑な統合に向けた準備や、様々な課題を熱心にご協議いただきましたこと、この場をお借りして深くお礼を申し上げます。

明治7年に志比北地区に初めての小学校が創立されて以来、150年間を子どもたちとともに歩んできましたが、全国的な課題である少子・高齢化の影響により、教育現場で課題を抱えることが多くなってまいりました。児童の皆さん、保護者の皆様、地域の皆様、その他関係される皆様には、いろいろな思いを抱かれた上で、重要な未来への方向性を示していただいたと考えております。

町としましても皆様の思いを尊重し、地域振興と活性化に向けて、より一層取り組んでまいりますので、皆様におかれましても、引き続き北っ子の皆さんを温かく見守っていただけるようお願い申し上げます。

また、今回、室教育長が2期6年にわたり退任をされます。これまで永平寺町の教育、生涯学習、文化、スポーツ等、本当にご活躍をいただいて大きく前進をさせていただいたと思っております。引き続き、いろいろな場面で町政に対してもご指導、ご鞭撻をいただけますよう、よろしくようお願い申し上げますとともに、さらなるご期待を心より申し上げたいと思います。ありがとうございました。

結びになりますが、議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、町勢発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（中村勘太郎君） 本日はどうもご苦労さまでございました。

（午後 0時36分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員